

議案第73号

葛飾区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成28年11月29日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

執行機関が母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務を処理するために利用することができる特定個人情報に地方税関係情報を追加する必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
葛飾区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年葛飾区条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第2の19の項中「住民票関係情報」を「地方税関係情報、住民票関係情報」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。